

令和6年度第2回神奈川県環境農政局公共事業評価委員会 議事録

日 時 令和6年12月20日（金）13時30分から16時20分まで

場 所 県庁本庁舎5階 環境農政局共用会議室

出席委員 ◎小池委員長、香崎委員、関委員、○竹内副委員長、村上委員
（五十音順 ◎委員長、○副委員長）

<事務局から挨拶、資料確認、進行説明>

○ 小池委員長

委員長の小池でございます。よろしくお願いいたします。

それでは議事に入る前に委員会の公開についてですが、本日の議題には非公開とすべき内容が含まれておりませんので、委員の意見を取りまとめる時間を除き、公開ということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○ 小池委員長

それでは、本委員会を意見取りまとめの時間のみを非公開、その他は公開といたします。本日の傍聴の申し出はございますか。

○ 事務局（環境農政局総務室）

傍聴の申し出はございません。

○ 小池委員長

それでは、これより議事に入りたいと思います。進行につきましては、先ほど事務局から説明がありました。そのとおり進めてよろしいでしょうか。

（異議なし）

○ 小池委員長

令和6年度の公共事業評価対象事業の議論に入りたいと思います。限られた時間ではありますが、委員の皆様からぜひ積極的な御意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、説明をお願いしたいと思いますが、主に現地調査で出た意見や質問に対して、説明をお願いしたいと思います。

まず、森林再生課から再評価の事業について説明をお願いします。

<再評価事業「山地災害重点地域総合対策事業／緑区」について森林再生課から説明>

○ 小池委員長

それでは質疑に入りたいと思います。御質問がありましたらお願いします。

○ 村上委員

むしろ伏工に使われている種子について、環境省が示す生態系被害防止外来種に含まれる種子であると思う。これは産業で用いられているため、産業管理外来種という扱いであり、管理をしっかりとすれば産業用に使ってよいという条件付きのもの。種子が安価に手に入るためよく使われると思うが、このような斜面緑化は一度牧草で完全に緑になるが、その後在来種が入ってくるのは外来種が無くなってからとなる。外来種は吹付時に肥料を大量に与えているため緑になるが、その土壌では在来種は入ってこられない。そのため、5～7年経った後に肥料と牧草が落ちた後に在来種が入ってくることとなり、一度裸地化しないと在来種が入ってこられないという性質があるため、気を付ける必要があると思う。

○ 森林再生課

斜面を安定化するため緑化工法としていることから、裸地化する期間はなるべく避ける必要がある。在来種を選びたいところではあるが、経済的に有利な外来種が使われることが多い。在来種を使っていくことを意識しながら種子の選択は考えていきたい。

○ 小池委員長

この委員会では、以前から法面の緑化については在来種を使うようにと言ってきた。お金がないからではなく、緊急的に牧草でいち早く早期緑化し、次の段階では在来種に変えていくということを確認しておいたほうがよい。

○ 関委員

谷止工が一つ出来ており、その後土壌が脆いため色々な工法転換等しているが、既に出来ている谷止工はこれで安定しており、補強等の必要はないのか。

○ 森林再生課

今のところヒビが入ったり沈下したりすることは見られていない。今後もモニタリングしていき異常があれば至急対策をとっていく。

○ 竹内副委員長

右岸側の崩落が激しく頁岩がむき出しになっており、おそらく早い段階で崩落するだろうと見えたが、右岸側についても吹付等により安定化させるという方針か。

○ 森林再生課

右岸側についても、崩落しており滑りかけているところが見られる。早く対応しないと土砂がどんどん抜けていくような状況。上に人家等もある場所であるため、法枠工やワイヤーで斜面を安定化させる等により斜面崩落の対応は必要と考えている。

○ 竹内副委員長

現地調査時に村上委員とも話したが、現地発生土をそのまま使うことはできないのか。埋没している種子が残っているはずであり、あえて高いお金をかけて外から色々な資材を買ってくるより良いと思うため、御検討いただければと思う。

○ 森林再生課

承知した。種子の選定についても配慮していきたい。

○ 小池委員長

令和5年の工事中に落石事故があり工事が中断したとある。県のホームページをみると、県発注工事における落石の死亡事故について、令和5年9月15日、治山ダムの掘削作業中に斜面上部で落石が発生し、作業員が死亡する事故が発生したとある。再発防止策等で、工事を一時中断し、事故の原因を究明するとともに再発防止に努めるとあるが、どのような状況であったのか。

○ 森林再生課

現在完成しているダムのさらに下流にダムを造ろうと掘り進めているところであった。掘っている斜面の上部に大きな岩が見えていたが、現場では岩がしっかり食い込んでいる状態であったため注視しながら作業を進めていた。しかし、その岩が突然落下してしまい、下で作業していた作業員の一人に岩が当たってしまった。労働基準監督署にも説明したが、我々発注側も受注側もその岩が落石することは予測できていなかった。

○ 小池委員長

その後の安全対策や講じたことはあるか。

○ 森林再生課

その後も工事が残っていたため、現場に入るにあたり、まずは安全対策をしっかりとしなければならぬと労働基準監督署から御指示があった。

現地調査で御確認いただいたときには広く開けていたと思うが、当時はもっと狭かった。また、崩れてしまったため、上がオーバーハングしたように顎になっていたことから、何らかの対策をとらなければ人が作業出来ないということで、無人掘削機で両側を安定勾配まで法切りした。加えて、左岸側が地滑り性の崩壊が見られたということで、50mの横ボーリングを3本設置して水抜きをすることや、地滑りで落ちて溜まっている土砂を除去し、そこが動かないようにロックボルトを打ち込んで左岸側の安定を図った。

谷止を造るために掘っていたが、そこに上から土砂が流れてくるため、その土砂が定着するよう大型土嚢を積んで両岸を抑えるよう対策をとっている。

○ 小池委員長

ロックボルトは事故が起きたから安全のために工法を変えたということか。

○ 森林再生課

その通り。

○ 小池委員長

作業員の方は発注した企業の社員であると思うが、補償は終わったのか。

○ 森林再生課

県の瑕疵ではなかったが、事務所及び御遺族から県に補償等の話は無かったと聞いている。

○ 村上委員

我々が現地調査で見た斜面は無人掘削機で掘削した後とのことだが、安定勾配とした傾斜はどのくらいなのか。

○ 森林再生課

6分。角度でいうと59° くらい。

○ 村上委員

盛土の安定勾配は30° くらいで風化しやすいと思うが、59° では崩壊が止められない傾斜であると思う。

○ 森林再生課

作業に入るに当たって必要となる角度で切っており、もっと切れれば良かったが、左岸側は山がどんどん無くなってしまおうところであったため、あまり傾斜を緩く出来なかった。その代わり、左岸側は横ボーリングで水を抜いて、ロックボルトで押さえていた。

○ 香崎委員

むしろ伏工に使われている種子について、コストの面とスピード重視とのことで外来種が使われたとのことだが、先ほど村上先生からの話にあったように、一時しのぎのものであり、在来種のほうが良いということは世間的にもコンセンサスを得られると思われる。県の事業でむしろ伏工を用いるときに在来種を使う場合はどのくらいあるのか。それともほとんどないのか。

○ 森林再生課

例えば自然公園地域の場合は、外来種を使わずに種子無しのものを使い、表面の土砂が流れ出さないような基盤を整えて、その周辺から種子が入って発芽し回復させるということもある。このような自然度の高い地域の治山事業では、多少コスト的に割高になってしまっても種子無しのものを使うこともある。

一方で、設計者が種子配合を選べる余地はあり、何種か混合する中に牧草と木本性のものミックスとする例もある。

今回の事業は、下流部であり復旧対策で早期に工事をしなければならないため、必要最低限の緑化により、工事と工事の間が空いてしまう時期も牧草による一時的な緑化で表土の流出を防止するという考え方である。

○ 小池委員長

業者は公共工事用に外来種のを大量に生産して安価な製品として扱っており、それに対して在来種はコスト的には高くなる。これは環境農政局の公共事業であるため、生物多様性に配慮することはミッションになってくると思う。コスト面よりもミッションとして取り組んでいただきたい。

○ 竹内副委員長

先ほど、右岸側も法枠工でという話があったが、法枠工よりもアンカーボルトを入れてがっちり留めてしまうなどの工法もある。保安林のため緑を残さないといけないものか。それとも下流側の安全性に配慮した上で崩れないような工法を採用するものか。

○ 森林再生課

治山事業は崩れた斜面や荒廃した溪流を安定化させ緑化・森林化することが本質であるため、その目的に合致する工法を選択するということがセオリー。ただし、本事業のように人家が迫っているなど絶対に崩れてはいけないところについては、緑化にこだわらず強固なもので留めることもやむを得ないということが林野庁から指針として出ているため、場所によって使い分けている。

○ 竹内副委員長

かなり大変そうだが、令和9年度までに終わりそうか。

○ 森林再生課

現地調査で上流側の法面の一部を見てもらったが、あそこは本来全部を法枠でやる予定であり、まず谷止を造ってから山腹の法面をやりたかった。もともと3基の谷止が途中で出来なくなってしまったことや、下流の谷止が出来るまで上流の谷止を放っておくことも出来ないということで工法等を検討した。

どうしても法枠で留めなければいけない箇所もあるが、その両側の斜面については、現地経路の改変をしなくても斜面が安定化出来るよう、土砂を必要以上に切ることや樹木を伐採しなくてもよいワイヤー連結補強土工（アンカーを打ってワイヤーで連結し留める工法）というノンフレーム工法を採用するなど、現場でも精査して対応している。

○ 小池委員長

むしろ伏工は藁を敷いてそこに種子を入れ、そこから芽が出て崩落しないようになるということだが、下の土は風化頁岩だったがその上にやっても根付くものか。

○ 森林再生課

表層の土壌の浸食・流出を防止する工法であるため、岩のところまで根っこが入っていくことは難しい。

○ 小池委員長

そのまま落ちてしまうのではと心配だが大丈夫か。

○ 森林再生課

裸地化していると雨で崩れてしまうため、草等で覆い浸食を防ぐ目的でやっている。

（森林再生課から訂正）

○ 森林再生課

1点訂正させていただきたい。事故が起きた関係で安定勾配に切らせていただいたときに6分（59°）とお話ししたが、通常、岩の場合は3～5分で法面を切ることになっているが、事故が起きたこと等から1割～1割2分程度で切っており、40～45°くらいとなっている。その点だけ訂正させていただきたい。

<事後評価事業「林道開設事業／桧山林道」について森林再生課から説明>

○ 小池委員長

それでは質疑に入りたいと思います。

確認になりますが、今回の評価の対象は桧山林道の開設という工事が終わったことについての評価であり、林道を利用する森林の管理は評価の対象にならないということか。例えば承継分収林は全面的に返還してしまい県は何もしていないのか。

○ 森林再生課

承継分収林は契約期間がかなり長いものであり、基本的には分収契約であるため、満了時期に算定し、赤字が出れば所有者に返却した上で無償譲渡するという方向性であるが、まだ具体的にそこまで多く返却されていないため、県で継続して計画地を整備しているところ。

○ 小池委員長

30～50年ほどかかるか。

○ 森林再生課

長いものはもっと長い。

○ 小池委員長

承継分収林では、県が分収契約を結んで、所有者に代わり森林管理を行い、大きくなったら伐採して売り、そのお金は所有者と分けましょうということであり、その間は分収契約の契約林を県が管理するということか。また、林道は県も使うということか。

○ 森林再生課

その通り。

○ 小池委員長

協定林は広葉樹が多いということだが、協定林も同様に県が管理するのか。

○ 森林再生課

結んだ契約に沿って県が管理するというところは同じ。

○ 小池委員長

現地調査した箇所は地図を見ると、おそらく一部事務組合の所有区域であると思うが、ここに県は全く関与しないのか。

○ **森林再生課**

おそらく補助金を使わないと整備が出来ないと思うため、補助金等を使いながら整備をされていると思う。

○ **小池委員長**

現地調査で、鹿の採食により表土がむき出しになり土砂が掘削された箇所があったが、その整備は一部事務組合がやるのか。それとも県がやるのか。

○ **森林再生課**

基本的には管理されている森林所有者がやることになると思う。

法面は林道の一部であるため、法面が壊れたり植生が衰退したりすれば、林道法面については林道管理者の県が行う。

○ **小池委員長**

その法面の上部における鹿の採食がひどいことへの対策は、所有する一部事務組合がやるということか。

○ **森林再生課**

色々な方法で鹿対策は行われているが、例えば、県が鹿を管理する計画を作って鹿を捕獲しており、そのために森の中に入る手段として林道が活用されている。

その他に、造林に伴い鹿柵を設置する等の森林管理者による個別の対策も行われている。

○ **竹内副委員長**

例えば、農道の場合は、各市町村に移管することや土地改良区という農業者団体が管理することがあるが、林道は完成した後も県が管理するのか。

○ **森林再生課**

林道にも色々あり、国が管理する国有林道、県が管理する県営林道、市町村が管理する市町村営林道などがあるが、造ったところがそのまま管理していく。今回は南足柄市内だが、町と町を結んだ広域的な林道もあり、こういった林道は一つの市町村では管理出来ないため、県が管理することとなる。また、基幹的で距離の長く利用区域の広い林道は県が管理することとなる。

一方で、集落を通っており、地元の方々が生活の利便性として利用されている林道については、可能な限り地元で管理したほうがよいとの考えから、地元の市町村と移管出来ないか話し合っている林道もあり、県営林道の全てを県で管理するという事でもない。

○ **竹内副委員長**

桧山林道については、県が今後管理していくのか。

○ 森林再生課

今のところ市町村に移管するという考えはない。

○ 竹内副委員長

ということは、桧山林道での鹿の食害へ対応する窓口は県ということか。

○ 森林再生課

県が管理する林道であるため、その通り。

○ 村上委員

評価調書5ページの3(1)オ、「生物多様性に配慮した緑化工の推進に関する方針」とあるが、具体的に確認したい。

また、評価調書8ページの8(2)、「東京農業大学との共同モニタリング」とあり、一定の効果があつたと現地調査でも御説明いただいたが、このレポートを見せていただきたい。どの程度の期間で、いくつの法面をチェックしたか確認したい。

現地調査でお願いした基盤材の組成について、スリーダイヤ1号(基盤材)、IK666号(肥料)及びレミコントロール(接合材)がそれぞれどのような関係にあるのか教えていただきたい。

○ 森林再生課

基盤材は土であり、それだけでは貼りつかない。そのため、肥料を加え、さらに接合材という接着剤のようなものをラス網に吹付ける。このワンセットで植生基盤材となる。

○ 村上委員

それぞれどのくらいの割合か。

○ 森林再生課

「生物多様性に配慮した緑化工の推進に関する方針」及び「東京農業大学との共同モニタリング」とともに、調べた上で後ほど御説明させていただく。

○ 村上委員

現地調査でも説明したが、林道を造ると簡単に鹿が移動出来るようになり、林道周辺は草が生えてくるため、より鹿が増殖するという傾向が屋久島を例に出ている。よって、それ以上に鹿を捕獲・抑制する方策をとらないと林道が鹿を増やす役割を果たしてしまうということを御理解していただいたほうが良い。

また、簡易法枠工のラスは5cm四方とのことだが、仮にそこで樹木が芽生えた時に直径5cm以上の木はそれ以上大きくなる。福井県で実施された実験があるが、首絞め状態になってしまうとのこと。直径5cmの木は大きくなれず、首絞め状態の木は枯れてしまうため、ラスを大きくしたり、ラスを一部除いたりしないと森林化は難しい。

○ 森林再生課

林道は通行するという機能があるため、治山事業と異なり全面的に森林化するというわけではない。低木等であれば問題ないが、林道の法面に高木等が入り込み、それが倒れる等あると通行に支障が生じてしまう。そのため、林道の法面には草本類や低木類などで緑化を図っていくべきと考えている。

基本的には、法面の木や土砂が落ちてきて林道の通行が出来なくなることが無いようにする保護が目的であり、その手段として緑化を用いている。優先順位として法面の保護になるため、御理解いただきたい。

○ 村上委員

植生基盤材について、化成肥料系のものを混ぜているということは、在来植物にとってはマイナスの効果しかない。先ほど「生物多様性に配慮した緑化工の推進に関する方針」を見たいと申し上げたのは、在来牧草を成立させるための基盤は、単に種をとってしまっただけのものを吹付けても在来種はほとんど入ってこない。その点を工夫されているのかを知りたいため資料を確認させていただきたい。

(「生物多様性に配慮した緑化工の推進に関する方針」をプロジェクターで表示)

○ 森林再生課

これは平成 24 年 8 月 1 日付で各地域県政総合センターへ通知した、外来生物を避けるように努めることを県で定めた方針であり、生物多様性に配慮した緑化工法ということで、外来牧草の使用量を低減することを定めている。試験施工・モニタリングを行い検討した上で、近年では種子無し吹付を実施している。

○ 村上委員

東京農業大学との協働モニタリングはこの方針に記載のあるモニタリングと関係があるか。

○ 森林再生課

この場では不明。

○ 森林再生課

先ほど御質問のあった植生基盤材の割合について、基盤材 2,000L、肥料 7kg、接合材 120kg である。

○ 村上委員

基盤材の成分であるバーク堆肥は有機肥料であり、そこに化成肥料を混ぜているが、バーク堆肥で十分でないかと思う。

○ 小池委員長

平成 29 年度評価時に「法面で外来種を使うことは極力避けていただきたい」という委員からの意見に対し、次のとおりやり取りがあった。

「山腹が崩壊した箇所を早期に緑化することで、雨滴などの浸食から崩壊の拡大を防ぐために使用しました。早期に緑化させ、在来種が生育できる基盤をつくり、やがて木本類が入ってくると、上木の日陰になり、外来種は被圧されて在来種が占有してきます。基本的には在来種を使用していきたいですが、在来種の中で早期緑化が望めるものがないために、外来種を使用しました。その際、外来種であっても、在来種が占有して衰退していくものに限定して使用しています。また、在来種ならいいのか、というところというわけでもなく、在来種でも、中国産の在来種などがあり、そちらの方も問題視されています。」

このように平成 29 年度にも同じやり取りをしていたが、試行錯誤されていると思うので、ぜひ在来種に変えていく方向で進めてもらいたい。

○ 森林再生課

配慮することは必要と思うが、県の設計のレベルで単価とどの程度折り合いをつけるか見極める必要はある。

○ 小池委員長

以前は、公共事業の山腹工などで安価なことを理由に安直に外来種を使っていたが、それは改めようということでこのような取組が少しずつ始まっており、神奈川県が先進事例になってもよいのではと思っていたが、そういうつもりでぜひ取り組んでいただきたい。

コスト面では外来種のほうが低いのは当然であるため、あまりコストを理由としないように。

○ 森林再生課

委員会でもいただいた御意見は林野庁にも共有しているため、今回、出来る限り外来種の使用量を低減させていくという方向で進めるよう御意見のあったことを林野庁にも情報提供していく。神奈川県だけでなく全国的な課題でもあるので林野庁とともに考えていきたい。

○ 関委員

既に県で方針を出し、モニタリングも実施して、平成 27 年度から努めていくということを示されているため、進めていくというより進めていかなければいけないと思う。

○ 香崎委員

質問でなく気付き事項だが、現地調査での村上委員の「鹿が林道を好んで使っている」というお話面白いと思った。林野庁のホームページで公表されている鹿の調査には、屋久島に限らず他の地域でも、GPS 機器を鹿に付けて行動範囲を調べているとのこと。そこにも「鹿は移動においては積極的に林道や作業道を利用する」とあるので、まさにこのことだと思った。

今回の林道については、現在も鹿の捕獲や森林の管理に十分に利用されているようなので、林道の利用は継続しつつも、林道を使ってもっと積極的に鹿を捕獲していく必要があるのではと感じた。

○ 小池委員長

林道の工事はこれで完了したが、以後の林道のメンテナンスの費用は森林再生課で予算計上しているものか。それとも台風等の被害があったときに補正等の予算がおりてくるのか。

○ 森林再生課

林道交通安全対策事業費という県内 66 路線分の予算を確保しており、土砂の流出等があればその予算で対応する。被害の程度が大きい場合は別途災害復旧費をとったりするが、日々の維持管理には林道交通安全対策事業費という予算で対応している。

また、維持管理は国庫補助の対象外となっている。

○ 竹内副委員長

鹿対策にもそこから出せるのか。

○ 森林再生課

林道法面の鹿対策については、簡易法枠に鹿が踏み込まないように金網をつけること等は林道施設の改良工事になるため、国庫補助も可能。

○ 小池委員長

鹿の対策は水源環境保全税ではなかったか。

○ 森林再生課

水源環境保全税でも使われているが、鹿の場合は鳥獣被害対策という側面と環境の管理という面がある。そのため、鳥獣被害対策の面からは水源環境保全税というよりは農業系の予算から出ている。

～ 意見発表 ～

○ 小池委員長

それでは、令和6年度神奈川県環境農政局所管公共事業の対応方針（案）について、意見を申し上げます。

令和6年12月6日付け環総第1103-14号により送付された標記について、当委員会において検討した結果、次のとおり意見を具申します。

【意見】

再評価及び事後評価対象の公共事業については、概ね対応方針（案）のとおりとすることを相当とするが、以下のとおり意見を取りまとめたので、今後の公共事業の実施にあたり留意されたい。

1. 総論的意見

農林水産業は、農林水産物の供給以外にも、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的な機能を有している。こうした農林水産業の多面的機能の持続的な発揮を図ることは、陸域や海洋の持続可能な利用をかかげるSDGs（持続可能な開発目標）や生物多様性条約のネイチャーポジティブ（自然再興）の考え方からも今後ますます重要になる。環境農政局においては、公共事業の実施に際し、経費の削減や自然環境の保全に十分に配慮するとともに、公共事業の成果を客観的かつ定量的に測定し、そのデータを積極的に開示して県民の理解を深め、豊かな地域社会の形成に不断に取り組むことを望む。

なお、地球温暖化による気候変動の影響が強く懸念されることから、公共事業の実施にあたっては、従来の災害想定や工法を適宜見直し、生物多様性に十分配慮しつつ、公共インフラのいっそうの強靱化に取り組むことを望む。

2. 各論的意見

（1）再評価対象事業

ア 山地災害重点地域総合対策事業（相模原市緑区関川地区、青山水源地地区、宮の沢地区）

本事業の対象地区は、令和元年の台風19号に伴う山腹崩壊や溪岸の浸食等により、水道施設（青山水源地地区）や斜面下方の人家や国道（宮の沢地区）、キャンプ施設（関川地区）への土砂流出が発生している森林域である。このまま放置すれば、下流の人家や公共施設等に被害を及ぼすおそれがあることから、崩壊地を復旧し、溪流に堆積する不安定土砂の流出を抑制する工事を行うこととし、令和元年度から事業に着手したものである。

事業の進捗状況は、令和5年度までの工期実績で、現在の計画に対する進捗は事業量ベースで63%となっている。宮の沢地区と青山水源地地区の整備は令和4年度までに予定どおり完了しているが、関川地区については令和3～5年度の工事中における軟弱地盤への対応や、それに伴う工法変更等の対応に多くの時間と費用がかかり、整備に遅れが生じている。令和6年度には、前年度に実施した委託調査等の結果を踏まえて工種の変更や事業工程の見直しを行い、事業期間を

令和9年までの9年間に延長する第3回全体計画の変更を行っている。

関川地区の現地視察では、軟弱地盤により治山工事が難航している現状が確認されたことから、現計画どおり事業を継続することを可とする。

(当該事業を継続するにあたり、引き続き留意すること)

関川地区のむしろ伏工では、工事のスピードとコストの観点から外来牧草を使用したとのことであるが、県は「生物多様性に配慮した緑化工の推進に関する方針」を定めていることから、今後は直接在来種を使用し、在来植生の回復を図ることを望む。また、関川地区の工事現場では、令和5年に落石による事故も発生していることから、工事に際しては安全確保に最大の注意を払ってもらいたい。

(2) 事後評価対象事業

ア 林道開設事業(桧山林道)

本事業(桧山林道開設事業)の対象エリアは、南足柄市外五ヶ市町組合及び二ヶ市町組合から成る一部事務組合が所有する森林で、大正12年から平成11年までの77年間の期間、官行造林計画の契約が設定されていたが、その満了にともない、神奈川県森林づくり公社営林として再造林・管理され、公社廃止後は、県の承継分収林ならびに水源林として森林整備が行われているエリアである。一方で、一部事務組合が国から立木を買い取り、水源林として確保しているエリアもある。

本事業は、こうした中で、南足柄市を中心に結成された「桧山林道開設事業推進委員会」からの要望に基づいて計画されたもので、林業機械を使用した木材搬出などの作業効率の向上を図り、適正な森林整備及び保全を効率的に進めることを目的に、平成元年度から事業に着手し、令和元年度に工事を終了したものである。

事後評価に際しては、神奈川県環境農政局所管公共事業の事後評価実施要領に基づき、(ア)費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化(イ)事業効果の発現状況(ウ)事業により整備された施設の管理状況(エ)事業実施による環境の変化(オ)社会経済情勢の変化(カ)今後の課題等について、事後評価調書及び現地視察における担当部門からの説明等を踏まえ、検討を行った。

その結果、事業の十分な効果の発現を確認できたことから、今回をもって事業評価は終了する。

(今後実施する事業の計画や、実施中の事業に反映すべきこと)

今回視察した工事箇所では、シカの採食により表土がむき出しになり、土砂が流出している箇所も見られた。林道は完成しているが、メンテナンス・コストを最小限に抑えるためには、法面へのシカの進入防止や土砂崩れ対策などを講じるとともに、森林の下層植生の回復を図ることが重要である。

また、神奈川地域森林計画は、「林道から200m以内のスギ・ヒノキの人工林は、間伐による木材利用を積極的に進めるほか、伐採後は、無花粉品種を含めた花粉症対策品種のスギ・ヒノキ

を植栽し、複層林などに誘導していく」としている。林道が完成したのであるから、この計画に沿って持続可能な森林管理に取り組むことが望まれる。

なお、同計画では、天然林及び林道から概ね 200m以遠の人工林については「多様な生き物が生息する針葉樹が混生する広葉樹林」を目指すとしている。このエリアには、平成7年に林野庁の「水源の森百選」に選定された「足柄・桧山水源林」118haがあり、その52%はケヤキやコナラ等の広葉樹林である。また、水源協定林も広葉樹が多いエリアである。生物多様性など森林の公益的機能を高度に発揮させるためには、シカ対策を含め、広葉樹林の整備にも積極的に取り組むことが重要である。

○ 環境農政局総務室

どうもありがとうございました。

<事務局より挨拶、事務連絡>

～ 閉 会 ～